

同時掲載

参加と協働のための ヒント

まちづくりの団体の
活動場所を確保したい…

ボランティアって
どうやるの？

私の知識を
誰かの役に
立てたい



越谷特別市民
ガーヤちゃん



目次

I. 基本編

「参加」と「協働」って？	46
「市民」ってどんな人のこと？	46
越谷市と「協働」している身近な団体って、どんなもの？	
…地域コミュニティ組織 (自治会、コミュニティ推進協議会)	46
…市民活動団体 (NPO、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ)	47
越谷市を良くする活動のために使える施設は？	
…地区センター・公民館	48
…越谷市市民活動支援センター 「ななサポこしがや」	50
…越谷市男女共同参画支援センター 「ほっと越谷」	53
越谷市自治基本条例	55

II. 実践編

市政に参加したい、意見を言いたい。	
市政全般について、市長本人に意見を伝えたい場合は	
…市民の提案制度 (市長への手紙・ファックス・電子メール)	58
特定の計画等への意見を言いたい場合は	
…パブリックコメント(意見公募手続)	59
…審議会等への参加	59

ボランティアをしてみたい。

越谷市を良くする手伝いがしたい。

…越谷市社会福祉協議会 ボランティアセンター (ボランティア登録)	60
…通訳翻訳ボランティア及び多文化共生推進員制度	61
…ホストファミリーボランティア制度	61
…介護支援ボランティア制度	62
…スポーツボランティア制度	63
…学校応援団の活動にかかる教育ボランティア	63
…公園維持管理活動のボランティア (公園維持管理団体の登録)	64

資格や知識、経験を活かして活動したい。

…こしがや環境センター	65
…生涯学習リーダーバンク	65
…スポーツリーダーバンク	67
…学校評議員	68

越谷市を良くする活動のための、資金を得たい。

…越谷しらこばと基金助成事業	69
…資源回収奨励補助金交付制度	70

協働について学びたい。

…越谷市市民活動支援センター 「ななサポこしがや」(再掲)	71
…協働のまちづくり研修会	71

III. 行政情報編

市が取り組む事業や施策、
色々な制度について勉強したい。

…市職員等出張講座	73
…市政移動教室	73

越谷市のイベント情報や災害情報をキャッチしたい。

…広報こしがや	74
…越谷cityメール配信サービス	74
…ツイッター(twitter)越谷市公式アカウント	75
…ライン(LINE)越谷市公式アカウント	75
…テレビ広報番組「いきいき越谷」	76
…ユーチューブ(YouTube)越谷市公式チャンネル	76

越谷市が持っている文書を見たい。

…情報公開制度	77
---------	----

IV. 市議会編

市議会ではどんなことをしているかを知りたい。

…市議会の傍聴	79
…請願と陳情	79
…市議会インターネット中継	80
…市議会会議録の検索・閲覧	80

I. 基本編





「参加」と「協働」って？

参加

市政に「市民」の意見を反映させるため、個人である「市民」がさまざまなかたちで市政に関する活動に関わっていくことです。

協働

団体と団体が対等な関係で共同して公共分野での課題に取り組むことです。

「市民」ってどんな人のこと？

市民

市内に住み、働き、学び、または活動する個人や団体のことです。

具体的には、「①市内に住所を持っている人、②市内に居住する人、③市内で就業する人、

④市内で就学する人、⑤市内に事務所を有する法人その他の団体、⑥市内で活動する法人その他の団体、⑦市内で活動する人」をいいます。

越谷市と「協働」している身近な団体って、どんなもの？

地域コミュニティ組織

地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行う、地縁を基盤とした組織を「地域コミュニティ組織」といいます。代表的なものとして、「自治会」と「コミュニティ推進協議会」があります。

自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

今、地域の人たちの心がかよいあうまちづくりが求められています。

同じ地域に住んでいる人たちが、仲良く助け合って暮らしていくとする考え方、今も昔も変わっていません。

よく「遠くの親戚より近くの他人」といわれているように、「いざ」というときには、お隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものです。

自治会は、こうした人たちの願いをさらに盛り上げて、より住みよい地域を築いていく

ことを大きな目的として組織されています。

未加入の方は、ぜひ、自治会に加入し、みんなで住みよいまちをつくりましょう。

また、新しく自治会を設立する場合は、越谷市自治会連合会事務局（越谷市市民協働部

市民活動支援課 電話：048-963-9153）

までご連絡ください。

主な自治会活動

- ①防犯・防災および交通安全運動への協力
- ②排水路の清掃や廃品回収等の環境美化活動の推進
- ③共同募金等の社会福祉に対する援助
- ④盆踊り・運動会等による地域の親睦活動
- ⑤広報紙などの配付

自治会で必要な手続き等については、毎年度「自治会長ガイドブック」にまとめ、各自治会長へ配付しています。



コミュニティ推進協議会

越谷市のコミュニティ推進協議会には、構成団体相互の連携と協調を図り、市民のコミュニティ活動の推進を図ることを目的として設立された「越谷市コミュニティ推進協議会」(全市コミ協)と、居住地域における住民間や住民と行政との関わりを考え、地区内の課題などを地区住民相互に話し合い解決を図ることを目的として設立された、地区コミュニティ推進協議会(地区コミ協)があります。

全市コミ協は地区コミュニティ推進協議会会长、越谷市自治会連合会会长、副会長、理事、及び全市コミ協の設置目的に賛同する団体(越谷市老人クラブ連合会、越谷市子ども会育成連絡協議会、越谷市PTA連合会、越谷市交通安全母の会、越谷市青少年指導員連絡協議会)の長で構成されています。

地区コミュニティ推進協議会は、市内に13あるコミュニティ区域ごとに設置されており、全市コミ協の構成団体を中心に、地域の特性を踏まえたその他の団体やコミュニティづくりに関心のある市民で構成されています。

主な全市コミ協の活動

地区コミ協がコミュニティ活動を積極的に展開するための啓発を中心とした各種事業(講座の開催や地区コミ協の活動内容を発表するシンポジウム、先進地視察研修など)や、団体相互の情報交換・連絡調整、広報誌等の発行など。

主な地区コミ協の活動

地域の実情に合った自主的な組織として、地域の課題を整理・選択し、行政と協力しながら個性的で魅力のある地域の実現を目指して様々なコミュニティ事業を展開しています。

市民活動団体

共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を發揮して、市民生活を支えあい、社会の課題解決に取り組む組織をいいます。「市民活動団体」の代表的なものとして、「NPO団体」、「ボランティア団体」、「ワーカーズコレクティブ(地域のニーズに応えるために共同で起業する組織)」があります。

「NPOの意味とボランティア団体」

NPOとは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で表すと「宮利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」と定義できます。

一方、ボランティアを一言で表すと「個人が善意で行う個々の活動」となります。この活動が広がり、定例化し、会の名前を付けたり、メンバーの名簿を作るなどして、活動報告をする段階になれば、組織体としてのボランティア団体と呼ばれるようになります。さらに活動が活発化し、会則を定めたり、役員会や代表者を置いたりするようになり、人が入れ替わっても組織の同一性が失われず、継続的に活動を続けていれば本格的なNPOと言えるでしょう。

いずれにしても、ボランティア団体は、ボランティアが組織化していくという活動の発展経緯において、NPOの分類に含めるのが一般的です。

＜参考文献＞

発行：埼玉県、『特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版』、平成27年7月版、8頁。

埼玉県では、NPO法人の設立に関する相談や認証申請に関する業務は、法人の主たる事務所が所在する区域を担当する地域振興センター・事務所及び共助社会づくり課で行っています。

越谷市は、東部地域振興センター(春日部市大沼1-76(春日部地方庁舎内)電話：048-737-1110)の担当地域です。



越谷市を良くする活動のために使える施設は？

地区センター・公民館

地区センター・公民館は、市内13か所にあります。コミュニティ活動や生涯学習活動などの拠点施設となるほか、地区からのまちづくり事業の推進、行政事務（越ヶ谷地区センター・公民館を除く）として住民票の写し等の証明書発行業務、自治会・コミュニティ

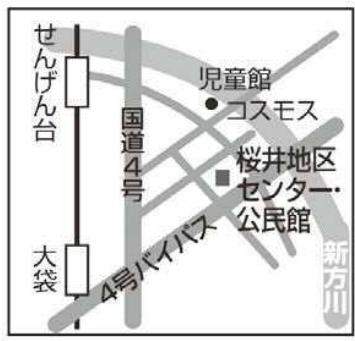
相談等の相談業務、申請書や届出書を預かり、市役所へ送る文書回送業務を行っています。

また、会議室・和室・調理室などがあり、クラブやサークル等の自主的な活動をはじめ、市民の皆さんとのさまざまな活動にご利用いただけます。

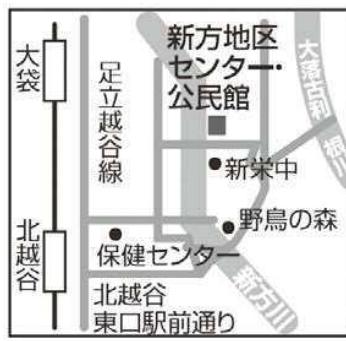


1. 場所

桜井地区センター・公民館「あすぱる」
下間久里 792-1
☎970-7600



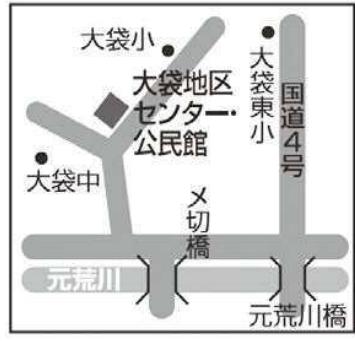
新方地区センター・公民館「なのはな」
大吉 470-1
☎971-0800



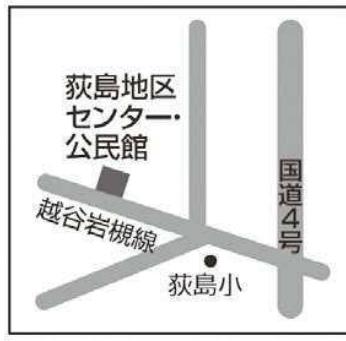
増林地区センター・公民館
増林 3-4-1
☎962-2855



大袋地区センター・公民館
大竹 160-2
☎975-3952



荻島地区センター・公民館「たんぽぽ」
南荻島 190-1
☎974-9555



出羽地区センター・公民館
七左町 4-248-1
☎940-7521



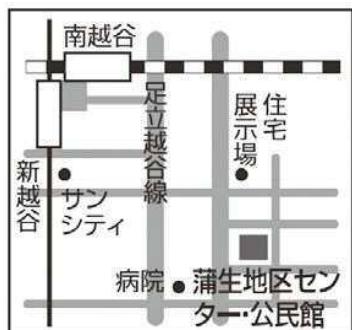


参加と協働のためのヒント

蒲生地区センター・公民館「パコム」

登戸町 33-16

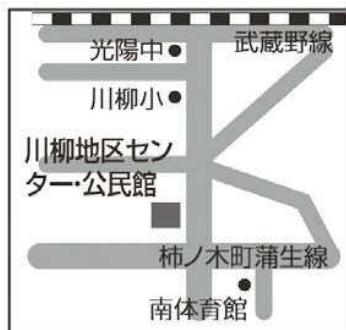
☎ 988-0600



川柳地区センター・公民館

川柳町 2-485

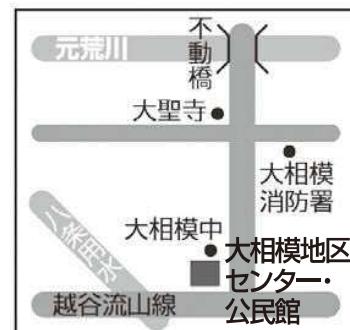
☎ 987-8213



大相模地区センター・公民館

相模町 3-42-1

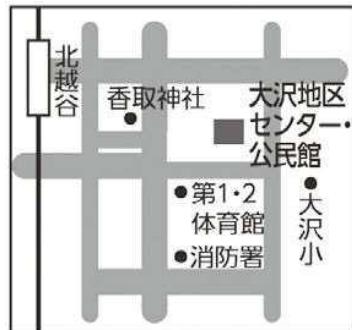
☎ 988-7370



大沢地区センター・公民館

大沢 2-10-40

☎ 976-5800



北越谷地区センター・公民館

北越谷 4-8-35

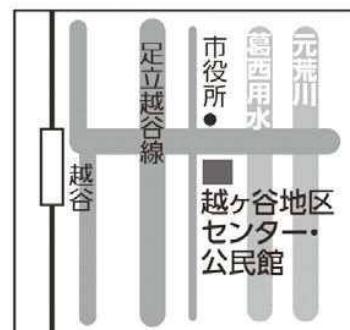
☎ 976-5758



越ヶ谷地区センター・公民館

越ヶ谷 4-1-1(中央市民会館内)

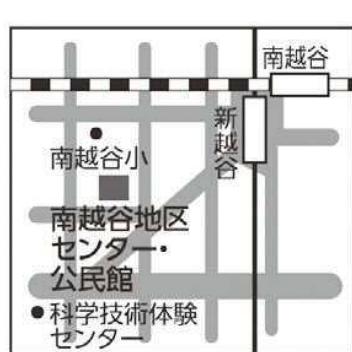
☎ 965-3093



南越谷地区センター・公民館「パレット」

南越谷 4-21-1

☎ 990-1200



2. 開所時間

8時30分～21時30分

※行政事務は月曜～金曜日(祝日を除く)、8時30分～17時15分および毎月第3日曜日9時00分～16時00分

3. 休所日

年末年始(12月29日～1月3日)

4. 施設内容

地区センター・公民館によって異なります。

会議室や和室、調理室、大型館には多目的ホール、学習室、工作・工芸室、自由活動室、展示ホールがあります。

5. 施設使用の申し込み

使用日の3か月前の月の1日～10日(抽選)、19日～利用日前日(申し込み順)に直接窓口、または「まんまるよやく」(詳しくはお問い合わせください)でお申し込みください。



越谷市市民活動支援センター「ななサポこしがや」

越谷市市民活動支援センター「ななサポこしがや」は、営利を目的としない自主的で、主体的な市民活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援する施設です。

施設では、市民活動に関する講座の開催や、市民活動に関心のある方からの相談なども行っています。

活動室、団体ロッカー、メールボックス等を



センターまつり 輪和話～人の「わ」つむぐ～

実行委員会形式で、登録団体の方や市民、企業の方々と共にセンターまつりを開催しました。

利用する場合には、団体登録が必要となります。

その他、多目的スペースやプレイルーム、パソコン等は、一定のルールはありますが、無料で利用ができ、団体登録の必要はありません。

住みよいまちづくりのために何かをやってみたい、と考えている方など、是非、ご利用ください。



多文化共生事業 外国人も日本人も共に生きるまち
～子育て・教育・暮らし～

登録団体2団体と打ち合わせを重ね、外国出身の市民の方々と意見を交わし合う会を設けました。

1. 場所

埼玉県越谷市弥生町16番1号
越谷ツインシティBシティ5階



2. 開所時間

9時00分～21時30分

3. 休所日

年末年始(12月29日～1月3日)

4. 施設内容

①活動室A

広さ: 67.16m²

定員: 机を使用する場合 30名

会議や研修、講座などを行うことができます。

②活動室B

広さ: 81.15m²

定員: 机を使用する場合 40名

プロジェクター用のスクリーンとホワイトボード（横 3560mm × 縦 1160mm）が設置されています。

※広いスペースが必要な場合には、活動室AとBをつなげて使用することができます。

〈活動室Aと活動室Bをつなげた時の定員〉

机を使用する場合 70名

机を使用しない場合 100名



③多目的スペース

広さ:417.80m²

市民活動に関する情報交換をしたり、簡単な打ち合わせなどができるスペースです。パンフレットスタンドが設置されており、地域情報や市民活動に関する情報を収集することができます。
また、登録団体の情報ファイルを閲覧することができます。

④プレイルーム

広さ:21.14m²

未就学児童が遊べるお部屋です。保護者の同伴が必要です。強化ガラスで仕切られた空間です。(託児機能はありません)

⑤印刷作業室

広さ:31.80m²

印刷機、カラーコピー機、大判プリンタ、断裁機、紙折り機が設置されています。
印刷機を利用する場合は、用紙の持参が必要です。

⑥パソコン利用

市民活動に関する情報収集の為、パソコン4台が多目的スペースの一角に設置されています。(プリンタは設置されていません)

⑦団体ロッカー・メールボックス

広さ:51.40m²

メールボックスとロッカーが貸し出されています。
貸出期間は、使用開始日から年度末(3月31日)まで、1か月単位で利用できます。

⑧授乳室

広さ:6.70m²

赤ちゃんベッド、授乳用椅子、水道シンク、扇風機各1個を設置しています。

⑨給湯室

シンク、給湯器、電子レンジが利用できます。

⑩多目的トイレ

オストメイト対応トイレ、おむつ交換台を完備しています。

5. 団体登録について

活動室等を使用するには、あらかじめ団体登録が必要です。

登録を行うと、施設の使用が可能になるほか、団体の活動や情報が発信でき、市民活動支援センターで実施する事業の案内や交流会のお知らせ等を優先的に受け取ることができます。

登録の際は、市民活動支援センターの受付にお申し出ください。

【登録の要件】

①主として市内において、市民活動を継続的に行っていること。

②誰もが住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図るため、市(市民活動支援センター指定管理者を含む)と協働して施策、事業等を推進していく意欲を有していること。

③構成員が2人以上で、かつ、市内において、住み、働き、学び、または活動していること。

④構成員の資格の得喪に関して不当な条件を付していないこと。

⑤宗教活動、政治活動又は特定の者の利益のための活動を目的としないこと。

6. 施設の使用料・利用料

①会議室

利用時間	活動室A	活動室B
9時～12時	800円	800円
13時～17時	1,000円	1,000円
18時～21時30分	900円	900円
全 日	2,700円	2,700円

※使用するには団体登録が必要です。

②その他施設

種類	使用料(月額)
団体ロッカー(大)	1個 400円／月
団体ロッカー(小)	1個 200円／月
メールボックス	1個 100円／月

種類	連続使用期間	使用料
展示パネル 880mm×1800mm	3日間	無料

※使用するには団体登録が必要です。



③印刷作業室

機材	料金(1枚)		
印刷機	1色刷り	A3まで (用紙持込み)	40円(製版代) 0.3円(インク代)
	2色刷り	A3まで (用紙持込み)	80円(製版代) 0.6円(インク代)
コピー機	カラー	A4・B4サイズ A3サイズ	50円 80円
	モノクロ	A4・B4・A3サイズ	10円
大判プリンター (パソコンデータ対応のみ)	普通紙	A1サイズ A0サイズ	400円 800円
	コート紙	A1サイズ A0サイズ	1,000円 2,000円
断裁機		無料	
紙折り機		無料	

※宗教活動・政治活動・営利目的を除き、どなたでも利用できます。印刷室は事前予約が可能です(2時間まで)。

④パソコン利用

機材	料金
インターネット閲覧用パソコン4台	無料

※宗教活動・政治活動・営利目的を除き、どなたでも利用できます。利用には本人確認書類の提示が必要です。
資料作成、インターネットの閲覧のみの利用が可能です。

7. 活動室等の予約について

- ・活動室を利用する場合は利用前日までに支援センター窓口にて使用許可申請をしてください。
- ・使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日に申し込み1か月分を一挙に開放し予約の調整を行います。
調整日時は毎月1日(1月を除く)午前9時0分～午前9時20分です。
- ※予約が重複する場合は団体同士で話し合い、決定しなかった場合は抽選にて決定します。
- ・予約調整会後は随時受け付けます。

【活動室等の仮予約について】

- ・電話または窓口にて利用したい日・時間・施設名(活動室AまたはB)の空き状況を確認していただき、空いていれば一時的に仮予約を受け付けます。
- ・仮予約をした当日を含め一週間(7日)以内に窓口にて本申請を行ってください。
※一週間以内に本申請されない場合は、キャンセル(取消)扱いとなります。
- ※3か月先まで仮予約できますが、各月の1日は午前9時20分からの受け付けとなります(窓口での調整会が優先となります)。

越谷市市民活動支援センター「ななサポこしがや」

電話：048-969-2750 FAX：048-969-2751

ホームページ：<http://koshigaya-activity-support.info/>

《お問い合わせ》市民協働部 市民活動支援課(第二庁舎2階) 電話：048-963-9153



越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

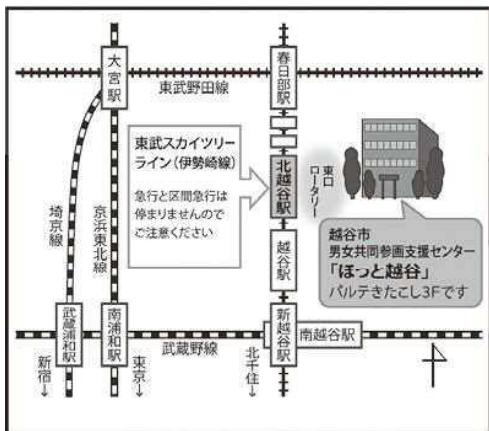
越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、男女共同参画社会推進のための越谷市の拠点施設です。「ほっと越谷」は、女性と男性がともに性別にとらわれることなく、生きる権利を尊重し、豊かで活力のある社会を実現するために、「第3次越谷市男女共同参画計画」に基づき様々な事業や講座を実施展開しています。



男女共同参画推進週間事業「七タフェスタ」

1. 場所

埼玉県越谷市大沢3丁目6番1号 3階



2. 開所時間

火～土曜日 9時00分～21時00分
日曜日 9時00分～17時00分

3. 休所日

月曜日・祝日
(月曜日が祝日にあたる場合は火曜日も休所)
年末年始(12月29日～1月3日)

4. 利用できる方

どなたでも利用できます。

5. 施設内容

①受付カウンター

「ほっと越谷」のご案内、セミナールーム利用申し込み、「ほっと越谷」登録団体の問合せなどを行っています。

②情報ライブラリーコーナー

男女共同参画に関する図書、行政資料、民間団体やグループ等が発行する資料、雑誌、新聞等を収集し情報の提供を行っています。

③インターネット検索コーナー

パソコンを利用する時には、受付カウンターにお申し出ください。

④交流コーナー

話し合いをしたり、雑誌などもご覧いただけます。
飲食にもご利用いただけます。

⑤作業室

登録団体が会報誌や冊子などの印刷・作成をするときに利用できます。

⑥相談室

女性の方から様々な相談をお受けしています。

⑦セミナールームA

広さ:67.15m²
定員:45名

パーテーションを開けるとワンルームとして使用できます。

⑧セミナールームB

広さ:62.71m²
定員:45名
スクリーンが常設されています。
パーテーションを開けるとワンルームとして使用できます。



6. 団体登録について

「ほっと越谷」登録団体の皆さまには、越谷市男女共同参画週間に行う「七夕フェスタ」への参加をはじめ、登録団体による講座の企画運営など、「ほっと越谷」との協働による事業の実施にご協力いただきます。

①登録期間

1年間(毎年登録が必要)

②登録の募集期間

毎年、1月初旬から2月中旬

③登録団体への活動支援

セミナールームの無料貸出や作業室、印刷機器の使用、ホームページへの催事掲載など。

【登録の要件】

以下の登録の要件をすべて満たす団体であれば応募できます。

①男女共同参画に関する活動団体をはじめ、ワーカーズ・コレクティブ、地域づくり、国際交流、福祉、環境、教育等の活動を通して男女共同参画に関する活動をしていること。

②越谷市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の構築に向け、市と協働して施策や事業を推進していく意欲を有すること。

③活動の場所が主に市内であること。

④会員数が5名以上で、会員の半数以上が市内に住所を有していること。

⑤営利、宗教または政治活動を目的としない団体であること。

7. 施設の使用料

①セミナールームA・B(定員各45名)

利用時間	セミナールームA・B
9時～12時	1,200円
13時～17時	1,400円
18時～21時	1,200円
全 日	3,800円

※使用者が市内在住・在勤・在学でない場合、基本使用料の30%増となります。

②その他施設

情報ライブラリーコーナー・交流コーナーは無料で利用できます。

8. セミナールームの予約について

セミナールームの使用は予約制です。

「ほっと越谷」登録団体は、使用日の3か月前の1日から使用日前日まで利用予約を受け付けています。

その他の一般団体は、使用日の1か月前から前日まで受け付けています。申し込みと同時に使用料を納めていただきます。

※電話での申し込みはできません。

男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

電話：048-970-7411

《お問い合わせ》市長公室 人権・男女共同参画推進課（第二庁舎3階）

電話：048-963-9113



越谷市自治基本条例

平成21年6月19日
条例第20号
改正 平成21年11月30日条例第30号
平成23年9月30日条例第9号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条—第7条)
- 第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)
- 第4章 市民・コミュニティ組織(第10条—第12条)
- 第5章 議会・市長等(第13条—第22条)
- 第6章 参加と協働(第23条—第27条)
- 第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)

前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和33年(1958年)に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中にあって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈・運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1)市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。

(2)市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。

(3)市長等 市長その他の執行機関をいいます。

(4)まちづくり 市民生活における市民および市が関わるすべての公共分野での活動をいいます。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るために基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していくまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助け合い、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいくまちづくりをすすめます。

2 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していくまちづくりをすすめます。

3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーションおよび芸術活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加することができます。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

3 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

4 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

2 市民活動団体は、共通的目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を發揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。



第5章 議会・市長

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、市民の信託に応えます。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益保全のための通報)

第17条 市職員は、市政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

2 市職員は、通報したことにより不利益な取扱いを受けることはありません。

(市政運営の原則)

第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。

5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で弾力的に解釈・運用するよう努めます。

6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

(財政運営)

第19条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど、財政基盤の強化に努めます。

2 市長は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的に健全な財政運営に努めます。

3 市長は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に連絡する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第20条 市長等は、効率的で効果的な市政運営を図るため、執行機関内部および外部による評価を実施します。

2 市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく

公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。

(組織)

第21条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

(危機管理)

第22条 市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第6章 参加と協働

(市民の市政への参加)

第23条 市長等は、市民の市政への参加を保障するため、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

(審議会等への参加)

第24条 市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。

2 市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援)

第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。

(意見公募手続)

第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続きを行います。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票)

第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。

3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。

4 市は、住民投票の結果を尊重します。

第7章 条例の実効性の確保

(推進会議)

第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、附属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置します。

(条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の内容について検証し、必要に応じて見直します。